

# 中核市市長会議 in 福井

日 時 令和7年10月31日(金) 9時00分～10時30分  
会 場 フェニックス・プラザ 1階 大ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 事

- (1) 令和7年度プロジェクト活動報告について
  - ア 広域連携による地域経営の在り方検討プロジェクト
  - イ 災害対応・防災力の強化プロジェクト
  - ウ 子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト
- (2) 中核市市長会 税制改正要請について
- (3) 中核市市長会提言等の採択について
  - ア 広域連携による地域経営にかかる提言
  - イ 災害対応・防災力の強化等に関する提言
  - ウ 子どもの学びの環境充実に向けた取組に係る提言
  - エ 令和8年度税制改正に関する要請
- (4) 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について
- (5) 指定都市市長会との連携事業について
- (6) 地方分権改革に関する提案募集について
- (7) 令和8年度事業計画(案)について
- (8) 「中核市サミット2026 in 旭川」の開催について
- (9) 中核市市長会設立30周年記念事業について
- (10) その他

### 4 閉 会



中核市市長会議in福井（令和7年10月31日） 出席者名簿

		役	職	氏	名
旭川市	市長	今津寛介			
青森市	市長	西秀一			
八戸市	市長	熊谷雄由			
盛岡市	副市長	小原由香			
秋田市	市長	沼谷純弘			
山形市	市長	佐藤孝弘			
山形市	副市長	野崎弘志			
水戸市	市長	高橋靖之			
宇都宮市	副市長	青木克初			
川越市	市長	森田晃			
越谷市	市長	福田正毅			
船橋市	副市長	柳生中			
横須賀市	市長特別顧問	柳田中行			
福井市	市長	西樋口雄一			
甲府市	市長	樋口雅樹			
長野市	副市長	西澤義尚			
松本市	市長	臥雲正尚			
岐阜市	市長	柴橋坂木			
豊岡市	副市長	長鈴野正			
一宮市	市長	中野稔彦			
豊田市	市長	太田藤健			
大津市	市長	佐藤内繁			
大豊中	市長	長後藤圭二			
吹田市	市長	後藤十祐			
高枚市	副市長	八伏見隆			
枚方市	市長	伏見見慶輔			
寝屋川市	市長	広瀬本吉			
東大阪市	副市長	山清元秀			
姫路市	市長	山清元登志郎			
西宮市	市長	石井川登			
奈良市	市長	仲川義昭			
鳥取市	市長	深澤昭仁			
松江市	市長	上定香			
倉敷市	市長	伊東敏弘			
呉市	副市長	大村水敏			
福山市	副市長	中大井啓悟			
下高松市	副市長	大加藤裕昭			
高松市	市長	加藤野志克			
高知市	市長	桑名龍吾			
久留米市	副市長	橋本政孝			
大分市	市長	足立信也			
宮崎市	市長	清山知憲			
鹿児島市	市長	下鶴隆央			
那覇市	副市長	金城康			

出席者 46 名（うち市長 31 名）

## 【議事（1）ア】

# 広域連携による地域経営の在り方検討プロジェクト 活動報告

## 1 研究テーマ及び目的等について

研究テーマ	人口減少・少子高齢社会に適応していくための広域連携の在り方についての研究
目的	本プロジェクトでは、人口減少・少子高齢社会に適応していくための広域連携の在り方について、地域の中心的な役割を担う中核市が、地域特性に応じた柔軟で効率的・効果的な連携を行うための手法について研究し、共有することを目的とする。
内容	広域連携に関する先進事例や各市が抱える課題等について情報共有・意見交換を行い、地域の特性に応じた近隣自治体との効率的・効果的な連携に向けた施策の検討を行う。

## 2 これまでの活動状況

- (1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備【4月】
  - ・活動計画（案）の作成
  - ・提言素案作成の基礎となる取組事例や課題等についてプロジェクト構成市に照会
- (2) 第1回プロジェクト会議【5月23日】
  - ・副幹事市の選任
  - ・活動計画（案）の承認
  - ・構成市の取組事例の紹介や課題等についての意見交換
- (3) 提言素案の作成【6月～8月】
  - ・構成市への照会結果及び第1回プロジェクト会議での意見交換等を基に、課題や国等への要望の整理・集約
  - ・提言（素案）の作成
- (4) （公社）経済同友会との意見交換【9月2日】
  - ・姫路市長と公益社団法人経済同友会『地域共創委員会』委員長及び副委員長と本プロジェクトの活動について意見交換、提言素案の確認
- (5) 第2回プロジェクト会議【9月9日～19日】※書面開催
  - ・活動経過及び提言素案について
- (6) 第3回プロジェクト会議に向けた準備
  - ・第2回プロジェクト会議（書面開催）での意見を基に、提言（案）を作成
  - ・重点項目の選定
  - ・提言（案）について、全会員市へ意見照会（10月1日～9日）※東京事務所発出
- (7) 第3回プロジェクト会議（10月30日）
  - ・提言（案）について意見交換、承認

## 3 今後の活動予定

- (1) 中核市市長会議（10月31日）
- (2) 国への提言活動（11月10日）
- (3) 経済団体への提言活動（11月11日）

#### 4 提言案の概要

- ・ 6つの大分野、24項目で構成
- ・ 公益社団法人経済同友会地域共創委員会から、本プロジェクト活動への協力申し出を受け、方向性を同じくする内容については、下記の報告書の内容を一部参考としている。

(参考)

公益社団法人経済同友会 地域共創委員会 報告書 (2024年11月)

「地方創生の加速に向けて -近隣地連携・遠隔地連携のさらなる推進を-」

##### 1 広域連携を強力に推進するための国・都道府県の役割強化

- ① 「広域連携推進ロードマップ」の策定
- ② 「広域連携推進役」としての明確な位置付けと役割分担の明示

##### 2 中核市等の連携を後押しする制度整備

- ① 制度横断的な共通補助制度の創設
- ② 「広域連携推進交付金 (仮称)」の創設
- ③ 関係府省庁に対する一層の働きかけ
- ④ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における広域連携事業の要件緩和
- ⑤ 定住自立圏・連携中枢都市圏に対する交付税措置の引き上げ

##### 3 公共施設・インフラの広域整備等に対する支援

- ① 「統廃合コスト」に対する財政措置
- ② 広域施設整備・再編に対する新たな財政支援制度の構築
- ③ 公共施設の配置等に関するガイドラインの作成

##### 4 デジタル技術を活用した自治体間連携に向けた支援

- ① クラウド型情報基盤の整備に対する交付金支援
- ② 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の見直し
- ③ 自治体間のマッチング機会の拡充
- ④ 全国統一のデジタルインフラ整備に係る自治体の負担軽減と制度の安定運用

##### 5 広域的な専門人材等の確保・育成への支援

- ① 人材バンクや研修制度の整備支援
- ② 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の見直し
- ③ 官民連携・外部人材参画を促す支援制度の構築

##### 6 広域連携による地域経済の活性化及び効率的な公共サービス提供への支援

- ① 共同プロモーションや販売支援活動に対する財政支援の拡充
- ② 都市部人材の地域企業への参画促進支援
- ③ 産業支援拠点の整備等に対する財政支援
- ④ 消防・救急広域指令システムの整備等に対する財政支援
- ⑤ 官民連携事業に対する支援
- ⑥ 全国一律の子育て支援施策の推進
- ⑦ 公営企業の広域化に対する円滑な推進体制の構築

## 【議事（1）イ】

### 災害対応・防災力の強化プロジェクト 活動経過及び今後の活動予定

#### 1. 研究テーマ及び目的等について

研究テーマ	災害対応・防災力の強化
目的	2024年1月1日の能登半島地震では大きな被害が発生し、地方自治体の災害対応・防災力について多くの課題が指摘されている。 これらの新たな問題点も含めて中核市が必要とする支援についてアップデートされた提言を行うことを目的とする。
内容	各市における防災・減災の取組の現状や課題について、また、被災市においては、災害からの復旧・復興の現状や課題等について意見交換を行い、災害対応・防災力の強化に向けた提言のとりまとめを行う。

#### 2. これまでの活動状況

##### (1) 第1回プロジェクト会議（5月23日）

- 活動計画（案）の承認
- 災害対応・防災力の強化の在り方について意見交換  
（会議に先立ち、各市の取組み事例や課題等を調査）

##### (2) 第2回プロジェクト会議に向けた準備（6～8月）

- 各市への調査結果及び第1回プロジェクト会議の意見をもとに課題等を整理・集約
- 提言（素案）の作成

##### (3) 第2回プロジェクト会議（8月26日）

- 活動経過について
- 提言（素案）について説明・意見交換

##### (4) 第3回プロジェクト会議に向けた準備（9～10月）

- 第2回プロジェクト会議後の意見をもとに提言（素案）を修正し、提言（案）の作成
- 提言（案）について全会員市へ照会

##### (5) 第3回プロジェクト会議・市長会議（10月30日）

- プロジェクト会議において提言（案）について意見交換、承認

### 3. 提言（案）の概要

- 5つの柱で構成【◎は重点項目】

#### 1 災害対応・防災力の強化等に係る財政支援の拡充

- (1) 「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の拡充◎
- (2) 緊急防災・減災事業債等の恒久化◎

#### 2 避難環境の良質化と支援体制の強化

- (1) 避難所環境の改善と備蓄体制の確立◎
- (2) 災害時トイレ環境の整備
- (3) 避難所DXによる避難者支援体制の強化

#### 3 災害に強いインフラ整備の推進

- (1) 激甚化・頻発化する大規模水害に備えた治水対策の推進◎
- (2) 耐用年数を迎える上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進◎
- (3) 円滑な物資配送を可能にする交通網整備
- (4) 多様な情報伝達手段を確保するためのデジタル技術の活用
- (5) 津波浸水想定の見直しに伴う新たな対策
- (6) 「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた支援体制の確保

#### 4 広域連携体制の構築と支援の充実

- (1) 物資・資機材の広域備蓄と融通体制の強化
- (2) 災害廃棄物の広域処理体制の構築
- (3) 自治体間の人的支援体制の整備

#### 5 防災庁に期待する役割

### 4. 今後の活動予定

#### (1) 中核市市長会議（10月31日）

- 提言（案）の採択

#### (2) 国への提言活動（11月10日）

## 【議事（1）ウ】

# 子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト 活動経過

## 1 研究テーマ及び目的等について

調査研究テーマ	不登校・いじめ対策の充実に向けた施策の検討
目的	<p>不登校、いじめ、児童虐待の増加や子どもの貧困など学校が対応すべき課題の多様化・困難化が進んでいる。中でも児童生徒全ての学びの場の確保の観点から重要性が高い不登校・いじめ対策については、国において誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）が策定され、学びの多様化学校などの設置が進められているが、その取組は一部の市町村にとどまっている。また、国においていじめ防止対策の更なる強化について決定され、地方公共団体・学校の実施する取組の充実として、重大事態への対応に関する対策が示されているものの、人材の派遣や財政措置といった直接的な支援までには至っていない。一方で、市町村においては、こうした課題に対応するため市長部局と教育委員会の連携による取組が求められているところである。</p> <p>本プロジェクトでは、子どもの学びの環境充実に向けた各市の課題や先進的な取組等を整理し、国に対して必要な支援等に係る提言を行うことを目的とする。</p>
内容	子どもの学びの環境充実に向け、各市の抱える課題を整理し、先進的な取組について研究・共有するとともに、必要な国の支援等について提言をまとめる。

## 2 これまでの活動状況

### (1) 第1回プロジェクト会議に向けた活動【4月】

- 活動計画(案)の作成
- 提言素案の基礎資料となる取組状況や課題等についてプロジェクト構成市に照会

### (2) 第1回プロジェクト会議【5月23日】

- 副幹事市の選任
- 活動計画(案)の承認
- 課題や特徴的な取組等に係る各市との意見交換

### (3) 第2回プロジェクト会議に向けた活動【6月～8月】

- 第1回会議の資料、意見をもとに課題等を整理・集約
- 提言(素案)の作成

### (4) 第2回プロジェクト会議【8月26日】

- 提言(素案)をもとに意見交換、方向性を確認

### (5) 第3回プロジェクト会議に向けた活動【8月～10月】

- 重点項目の選定
- 提言案について、全会員市へ意見照会
- 活動報告(案)の作成

### 3 提言(案)の概要

- 「いじめ対策」及び「不登校対策」について、6分野、14項目【◎は重点項目】

#### 【いじめ対策】

##### 1 いじめの問題に対応する学校現場及び市長部局の体制強化に向けた支援

- (1) 専門人材の配置(教育的アプローチへの支援)
- (2) 担当職員の配置(行政的アプローチへの支援)

##### 2 いじめの未然防止と早期発見・早期対応の実効性を高めるための支援

- (1) 新たな課題に対応した研修及び情報提供体制
- (2) 学校外でも相談しやすい環境の整備
- (3) 加害児童生徒への適切な指導と支援

##### 3 「重大事態」への対応における課題解決に向けた支援

- (1) 専門家の確保
- (2) 調査体制の整備

#### 【不登校対策】

##### 4 誰一人取り残されない学びの保障に向けた人的体制への支援

- (1) 教職員定数の拡充 ◎
- (2) 校内教育支援センター等における支援員の安定的な配置 ◎
- (3) 専門スタッフの配置・拡充

##### 5 児童生徒の多様な学びの場と居場所の確保・充実

- (1) 学校内における多様な学びの場と居場所の整備促進 ◎
- (2) 学校外の学びの場の確保と経済的支援
- (3) 新たな支援アプローチの導入促進

##### 6 持続可能で効果的な支援を実現するための体制の確立

- (1) 省庁連携による包括的な支援体制の構築

### 4 今後の活動予定

#### (1) 中核市市長会議【10月31日】

中核市市長会議において活動報告(案)及び提言(案)の採択

#### (2) 国への提言活動【11月10日】

## 【議事（2）】

# 中核市市長会 税制改正要請について

### 1 「令和8年度税制改正に関する要請」の作成過程について

(1)草案作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要請案を会員市から募集し，新規・継続・削除事項を検討</li><li>・ 要請草案を取りまとめ，役員市に確認を行い作成</li></ul>
(2)原案作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要請草案に対する意見を会員市から募集し，提出された意見の反映等について検討</li><li>・ 役員市に確認を行った後，会員市へ原案を提示し，最終調整</li></ul>

### 2 「令和8年度税制改正に関する要請（案）」について

※「令和8年度税制改正に関する要請（案）」（別冊資料参照）

### 3 今後の予定について

10月31日（本日）	中核市市長会議に提案
11月10日（予定）	政党・政府関係機関への要請活動

## 【議事（４）】

# 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

## 1 会員加入状況

(令和7年10月22日現在)

政党名	衆議院議員	参議院議員	合計
自由民主党	57	54	111
公明党	9	10	19
立憲民主党	34	21	55
日本維新の会	15	2	17
国民民主党	6	9	15
れいわ新選組	1	0	1
日本共産党	1	1	2
参政党	0	1	1
無所属	3	4	7
合計	126	102	228

## 2 世話役議員

(敬称略)

政党名	役職	議員名	
自由民主党	会長	船田 元 <衆 栃木1区>	
	副会長	松本 剛明 <衆 兵庫11区>	
	幹事	衆議院	加藤 勝信 <衆 岡山5区>
		参議院	山本 順三 <参 愛媛県>
	副幹事		江島 潔 <参 山口県>
			古賀 友一郎 <参 長崎県>
公明党	幹事	衆議院 角田 秀穂 <衆 比例南関東>	
		参議院 西田 実仁 <参 埼玉県>	
	副幹事	谷合 正明 <参 比例>	
立憲民主党	幹事	逢坂 誠二 <衆 北海道8区>	
日本維新の会	幹事	中司 宏 <衆 大阪11区>	
国民民主党	幹事	玉木 雄一郎 <衆 香川2区>	

## 3 会員勉強会の開催

中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

日時：令和7年11月11日（火）11時50分～12時50分

会場：衆議院第一議員会館（東京都千代田区）

出席者：国会議員の会会員議員、中核市市長会会員市長

内容：中核市市長会の活動報告、意見交換

## 【議事（5）】

# 指定都市市長会との連携事業について

## 1 二市長会共同提言（11月18日実施予定）

「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言」

項目	令和7年度提言の構成
重点項目	①こども・子育て政策の充実 ②災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等
通常項目	③デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進 ④脱炭素社会の実現 ⑤地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大 ⑥物価高への対応に要する財政措置等 ⑦地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正 ⑧二市長会との定期的な協議の場の設置 ⑨地方分権・地方制度改革の一層の推進 ⑩地方税財政制度の再構築

### 【提言先】

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

### 【参加者】

指定都市市長会 会長：神戸市、担当：新潟市

中核市市長会 会長：豊中市、担当：松山市

## 2 二市長会連携職員勉強会

下記の案で計画中

日時：令和8年1～2月

場所：調整中

テーマ：公民連携

## 【議事（6）】

### 地方分権改革に関する提案募集への対応について

「令和7年 地方分権改革に関する提案募集」への中核市市長会としての対応については、書面協議と内閣府との事前調整により、「重点募集テーマ（デジタル化）」に関する提案3件を含む計6件を選定し、内閣府に提案した。

本会提案に対する関係府省からの回答状況及び今後のスケジュールについて報告するものである。

#### 1 内閣府の対応方針について

6月3日に開催された「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、表1のとおり、本会提案全6件が「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」に区分された。

（表1）本会提案に対する内閣府対応方針 <デジタル化> = 重点募集テーマ「デジタル化」

提案案件	対応方針区分
① 化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化	内閣府と関係府省との間で調整を行う提案
② マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し <デジタル化>	
③ 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底 <デジタル化>	
④ 障害支援区分6の認定の有効期間の見直し	
⑤ 転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略	
⑥ 住民票コード書面通知の個人番号通知書との一体送付 <デジタル化>	

※なお、6月3日の上記会議においては、本会が令和6年に提案した「住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること」を重点事項とすることも決定され、対応方針の閣議決定に向け、内閣府と関係府省で検討されることとなった。

#### 2 関係府省からの回答への対応状況について

6月19日に内閣府を通じて提案に対する関係府省からの第1次回答が公表されたことを受け、会員市に意見照会を行い、「第1次回答に対する本会の見解」を7月15日に内閣府へ提出した。

これらを受け、内閣府では、「提案に対する関係府省への再検討要請」を行い、9月12日に再検討要請に対する関係府省からの第2次回答が公表された。

#### 3 関係府省からの回答及び本会の見解について

関係府省からの第1次回答、第1次回答に対する本会の見解及び第2次回答は次のとおりである。

## 提案①

### 化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化

求める措置の具体的内容（提案市：長野市）

化製場等に関する法律に基づく飼養及び収容許可の必要性の判断について、解釈を明確化する通知の発出を求める。



厚生労働省及び農林水産省からの第1次回答

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第9条においては、各都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、動物の種ごとに都道府県の条例で定める以上に飼養し、又は収容しようとする者が、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けることとされている。この制度の運用に当たっては、「化製場等に関する法律第9条の適用について」（令和4年8月12日付け薬生食監発0812第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）において示しているとおり、飼養の実態と環境衛生上の問題となるおそれを考慮し都道府県において、許可の要否を判断することは可能である。

なお、法第9条の規定は公衆衛生の向上を目的としたものであり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）とは趣旨が異なるため、それぞれの法律の趣旨を踏まえて許可等の要否を検討する必要がある。



本会からの見解

「化製場等に関する法律第9条の適用について」（令和4年8月12日付け薬生食監発0812第2号）により、環境衛生上の問題となるおそれが無い場合は許可を要しないものとしているが、例示されているのはマイクロブタの個人飼育のみであり、許可の要否の判断に苦慮する場合がある。動物取扱業や動物診療施設の例示を含め、判断基準を明確化する通知の発出を求める。



厚生労働省及び農林水産省からの第2次回答

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）は、公衆衛生の向上を目的としたものであり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）とは趣旨が異なるところ。

法第9条の許可の要否は、許可権者である自治体が、個別具体の事例に応じて、法の趣旨を踏まえ、都道府県の条例で定める基準に従い判断するものである。

## 提案②

### マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し

#### 求める措置の具体的内容（提案市：枚方市）

マイナンバー情報連携の仕組みを活用し、健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要にする。具体的には、健保組合等にて資格取得時に、加入者情報を中間サーバーに連携されたタイミングで国保に情報を自動配信し、国保は職権にて資格喪失処理を行う。

上記対応が困難な場合、脱退勧奨対象者を減らすために以下の対応を求める。

- ・健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す。
- ・上記案内の便宜のために、マイナポータルにおけるオンライン申請ができない市町村にも可能となるよう協力を求める。



#### デジタル庁及び厚生労働省からの第1次回答

国民健康保険における資格喪失の届出は、対象者が自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているものであり、資格喪失の届出を不要とすることや事前の資格喪失届出の勧奨を行うことなく職権で資格喪失処理を行うことは適当でないと考えている。なお、中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はなく、ご提案のような方法で健康保険の被保険者資格を取得した者の情報を配信し、国民健康保険の資格喪失届を不要とすることは困難。

また、健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えており、一方で、資格喪失手続に係るマイナポータルによるオンライン申請の導入等については、引き続き保険者に対して適切に働きかけてまいりたいと考えている。



#### 本会からの見解

本提案に関しては、複数の自治体においても同様の支障事例があるように、自治体側だけでなく住民側にとっても大きなメリットがあることを踏まえ、以下の点について再検討いただきたい。

資格喪失の届出の目的が、「自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているもの」ということであるが、例えば職権で喪失処理をすることを対象者に事前通知するなど、工夫をすれば無自覚で無保険状態は容易に避けられると考える。

また、「中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はない」という説明に関しては、当方も当然承知の上で今回の提案に至っているところ、今後、機能要件の追加についても検討をお願いするもの。

「健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについて、それに伴う事業主の事務負担の増加」とあるが、具体的にどういった事務負担の増加となるのかお示しいただくとともに、現在抱えている自治体の事務負担との比較検討をお願いしたい。二重加入といった支障事例は自治体側だけの課題ではなく、被用者保険を含め医療保険制度全体で捉えるべき課題であるとの視点に立った上で、再検討をお願いするものである。



#### デジタル庁及び厚生労働省からの第2次回答

中間サーバーに保険者へ情報を自動的に配信する機能を追加することは困難であるが、保険者における事務負担を軽減する観点から、現在の「資格重複状況結果一覧」を用いた被保険者資格の職権喪失事務の取り扱いについて、勧奨文書の送付等の要件について見直しを行う。

### 提案③

## 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底

### 求める措置の具体的内容（提案市：西宮市）

住民基本台帳法別表第一に規定され、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）により本人確認情報の提供を受けられることができる事務にもかかわらず、申請情報の確認を目的として住民票の写し又は住民票コードを求めている事務については、それらの提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直しを行われたい。また、総務省においては、住基ネットが利用可能な事務について、基本4情報を検索キーとして本人確認情報の提供を受けることが可能なため、住民の利便性向上の観点から、原則として住民票コードの提供を求めないように関係機関に周知徹底されたい。



### 総務省、法務省及び国土交通省からの第1次回答

不動産登記の電子申請においては、申請人がマイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、住民票の写し等の現在の住所を証する情報の提供に代えることができることとされている（不動産登記令第9条、不動産登記規則第43条第1項第1号、第44条）。

引き続き、不動産登記の電子申請の利用促進に向けた取組を実施してまいりたい。

司法試験及び司法試験予備試験においては、受験願書を提出した者に係る本人確認情報を利用することができないときは、当該受験者に住民票の写しを提出させることができるとされている（司法試験法施行規則第5条第6項）。

司法試験では、司法試験法第4条のとおり受験資格等が定められていることから、出願者における受験資格該当性を審査するにあたり、出願者の本人性及び同一人性の確認及び確保が必要となることから、住基ネットの照会を実施している。

司法試験予備試験においては、出願時における本人性の確認として、初回受験者や日本国籍を有しない通称名による受験希望者等に限り、住民票の提出を依頼している。

住基ネット照会で住民票コードの提供を受けない場合、基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を検索キーとして同照会を行えるものの、氏名等だけでは出願者個人の特定は困難であり、加えて、住所については、願書の記載住所は「郵便物送付先住所」であるため住民票上の住所とは異なる場合があり、住所を含めた基本4情報で照会をしても、個人を特定することができない場合も生ずる。

司法試験は受験資格が必要かつ受験期間も定められている国家試験であり、確実な個人の特定及び情報の正確性の確保の観点から、司法試験に係る事務運営等において、住民票コードの提供を省略することは困難である。また、司法試験予備試験においても、住民票の写しの提供を省略することは困難である。

自動車の変更登録の申請のうち電子申請（自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)）においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、現在の住所を証する書面の提出に代えることができるとされている。

引き続き、電子申請の利用促進に向けた取組を実施していく。



## 本会からの見解

司法試験法第4条に定められる厳格な受験資格の審査のため、出願者の確実な本人確認が必要であることは理解するものの、その手段として住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を求める現在の方法は、国民の負担軽減と行政の効率化を目指すデジタル化の潮流とは必ずしも合致しないものと認識する。願書住所と住民票住所の相違を理由に、基本4情報を検索キーとした住基ネット照会では個人の特定が困難であるとしているが、これらの課題は運用上の工夫で対応可能である。そもそも、国民が自身の住民票コードを把握していることは稀であり、その提供を求めることは、結局、住民票の写しを取得させることと同等の負担を強いることに他ならない。書面の願書においても、「住民票上の住所」と「郵便物送付先住所」の双方の記載を求めることで照会時の住所の不一致は解消でき、また、オンラインによる申請（出願）においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書による本人確認を行うことで、住民票の写し等の提出を不要とすることが可能である。

本年4月より総務省において、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会のワーキンググループとして開催している「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」においても、行政手続における住民票の写しの交付件数の削減が重点的に議論され、本人からの請求の場合、行政機関に提出するものが約3～4割を占めるという調査結果も示されている。

年金手続など多くの行政手続では、既に住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の活用によって住民票の写しの提出が原則不要となっており、制度上住基ネットが利用可能とされている事務については、住基ネットの利用を徹底するとともに、照会の際には住民票コードを検索キーとするのではなく、基本4情報を検索キーとする取組の更なる徹底が求められている。

以上のことから、住民基本台帳法別表第一に規定され、住基ネットにより本人確認情報の提供を受けることができる事務について、安易に住民票の写しやその代替となる住民票コードの提供を求めることなく、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用によって本人確認を完結させるよう、関係機関に周知徹底されたい。



## 総務省、法務省及び国土交通省からの第2次回答

司法試験及び司法試験予備試験については、令和8年度に実施する試験から国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、マイナンバー情報連携により住民票の写しの添付又は住民票コードの記載は不要となる予定である。現在、オンライン出願の実現に向け、関係機関と連携して検討を進めているところである。

司法試験及び司法試験予備試験については上記のとおりであるが、他の住基ネット利用事務についても、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用を徹底して参りたい。

#### 提案④

### 障害支援区分6の認定の有効期間の見直し

求める措置の具体的な内容（提案市：下関市）

3年が上限となっている障害支援区分の認定の有効期間について、区分6の有効期間の上限を延長すること。



厚生労働省からの第1次回答

障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示しており、対象者の現状に合った適切な障害支援区分の認定を実施するため、障害支援区分の認定の有効期間の見直しについては、慎重な検討が必要であると考えている。なお、令和4年3月の第125回社会保障審議会障害者部会においても、認定データの調査結果により、「区分6」と認定された者が更新時に「区分5～1」と認定されるケースが毎年約1,600～2,300人（3～5%）見込まれることから、障害福祉サービスの適正な提供の観点から影響があること及び状態の変化に応じた障害支援区分の見直しを図る機会を失わせることを踏まえ、現行どおり3年を上限とするとされたところである。

また、障害支援区分の認定の調査に係る負担軽減を図るため、審査判定プロセスの模擬事例を用いた解説動画を研修資料として新たに作成し、令和4年3月に市町村向けに周知（「障害支援区分研修担当者全国会議資料」について（令和4年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡））し、令和4年度以降、各種マニュアル・研修資料等を用いて、認定調査員（現任者）のスキル向上を目的としたフォローアップ研修を実施しており、引き続きこうした取組を進めてまいりたい。



本会からの見解

類似の御回答が令和4年の分権提案においても示されたことは把握しておりますが、有効期間の延長を困難とする理由が十分に示されていないと受け止めており、かつ、代替策の効果も不十分で実際の現場では負担が増加している状況の中で、今回改めて提案したものです。

「最大3年」という上限につきましては、「2回以上連続で区分6の判定が出た方」などを、自治体が独自に「影響が出にくいケース」と柔軟に判断することができない仕組みとなっており、その点についても課題を感じております。このため、このように条件を付して有効期間の最大年数を見直すことを含め、現場の実態を踏まえ、障害者及び自治体の負担軽減の観点から、有効期間の見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

合わせて、以下の点について御説明・御教示をお願いします。

- ・平成18年に定められた「（最大）3年」の期間設定について、根拠やその合理性を御教示ください。4年以上へ延長することによる支障や、当該支障が3年であれば解消される根拠についても御説明をお願いします。
- ・御記載の研修や取組について、当市職員もフォローアップ研修に参加し、その内容は非常に有意義であると受け止めている一方、現場における認定調査業務の負担が軽減されたとの実感までは得られていないのが実際です。認定調査業務の負担軽減に繋がったとの声や、調査結果等がありましたらお示しください。
- ・区分判定が変更になる方が3～5%程度いるというデータをもってこれまでの提案が見送られているとの認識ですが、具体的に何%以下であれば問題ないとされる基準がありましたら、参考まで御教示ください。



厚生労働省からの第2次回答

障害支援区分における区分6の有効期間の上限の延長について、これまでの障害支援区分認定データを分析し、分析結果を踏まえ必要な対応を検討してまいりたい。

## 提案⑤

### 転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略

求める措置の具体的内容（提案市：宮崎市）

転入届の特例による最初の転入届の受理時において、個人番号カードの住民基本台帳用4桁の暗証番号を統合端末に入力させることにより行う本人確認を常に省略することができるよう、住民基本台帳事務処理要領の見直しを求める。



総務省からの第1次回答

特例転入手続において、マイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号（4桁のパスワード）を入力することとされているのは、本人確認に加え、住基A Pに格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するためである（住民基本台帳事務処理要領第4-4-(2)-イ）。ただし、現行の手続では、特例転入自体に加え、マイナンバーカードの継続利用や電子証明書の再発行のため、複数回の住民基本台帳用暗証番号の入力が必要となっていることを踏まえ、住民負担や窓口負担の軽減の観点から、当該入力が一度で済むような改修を次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。



本会からの見解

特例転入手続においてマイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号の入力が必要な理由として、「住基A Pに格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するため」としているが、住民が暗証番号を忘れて、誤入力によってカードがロックされた場合、最終的には券面記載事項等に基づき、暗証番号の入力なく手続を進めることになっており、暗証番号の入力を省略した場合でも、確実な照合が可能なのではないか。暗証番号の入力が行われず特例転入手続が認められている現状を考慮し、暗証番号の入力を不要とすることをぜひ前向きにご検討いただきたい。

「当該入力が一度で済むような改修を次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討」については、令和8年度からその確実な実現をお願いします。



総務省からの第2次回答

特例転入手続において、マイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号を入力することとされているのは、本人確認に加え、住基APIに格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するためであり、当該措置は確実な本人確認及び転出情報の照合の観点から必要であると考えます。

また、特例転入手続において住民基本台帳用暗証番号の入力が一度で済むようなシステム改修については、次期マイナンバーカードからは4桁の暗証番号が一種類に統一される予定であり、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、令和10年度中を目指し、次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で実施する方向で検討してまいりたい。

## 提案⑥

### 住民票コード書面通知の個人番号通知書との一体送付

求める措置の具体的内容（提案市：宮崎市）

住民票コードの書面通知の送付を市町村長が行うのではなく、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が送付する個人番号通知書の送付と一本化する。



総務省からの第1次回答

住民票コードの記載等に係る通知については、個人番号通知書の発送に係る法令や事務処理における整理を踏まえ、法制上の取扱いやシステム改修に要する経費等の観点から地方公共団体情報システム機構から発送することの適否について検討する。



本会からの見解

システム改修にかかる費用等を検討する際は、今後も値上がりが予想される郵送費と比較することをお願いしたい。

また、住民票コードの記載等に係る通知の法制上の取り扱いを検討する際は、住民への通知自体を廃止することも検討していただきたい。平成28年1月1日のマイナンバー制度導入後は、年金受給者現況届等には住民票コードではなくマイナンバーを記入しており、現在、住民が住民票コードを必要とするのは国家資格受験申請時等に住民票の提出を不要とする場合のみだからである。

貴省が検討を進める際は、期限を設け、自治体などに対しスケジュールを示して進めることをお願いしたい。



総務省からの第2次回答

住民票コードの記載等に係る通知については、個人番号通知書の発送と一体化するに当たっての論点を整理した上で、法制上の取扱いやシステム改修に要する経費等の観点を踏まえ、地方公共団体情報システム機構が行うことの可否を検討する。

#### 4 全体スケジュール及び本会の対応状況について

地方分権改革に関する提案募集に係る全体スケジュール及び本会の対応状況は表2のとおりである。引き続き、内閣府と調整を行いながら、随時対応することとしている。

(表2) 全体スケジュール及び本会の対応状況

時期		国（内閣府）対応		本会対応		
1月	下旬	提案募集の方針決定（有識者会議）（1/27）				
2月	上旬	事前相談期間	募集期間	提案案件の照会（会員市へ）		
	中旬					
	下旬					
3月	上旬			追加共同提案等の募集		提案可否に係る意向照会（会員市へ）
	中旬					
	下旬					
4月	上旬			書面協議（会員市へ）		
	中旬					
	下旬					
5月	上旬			提案提出（4/16）		
	中旬					
	下旬					
6月	上旬	重点事項の決定（有識者会議）（6/3）		総会にて提案提出について報告（5/23）		
	中旬				関係府省からの第1次回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国市長会「中核市に関する提案事項」に係る意見照会回答（7/7）</li> <li>・関係府省からの第1次回答に対する本会見解提出（7/15）</li> </ul>
	下旬					
7月	上旬	関係府省からの第1次ヒアリング				
	中旬					
	下旬				ヒアリング状況等報告（有識者会議）（7/30）	
8月	上旬	関係府省への再検討要請				
	中旬					
	下旬				市長会議にて状況報告（8/26）	
9月	上旬	関係府省からの第2次回答				
	中旬				関係府省からの第2次ヒアリング	
	下旬					
10月	上旬					
	中旬					
	下旬				市長会議にて状況報告（10/31）	
11月	上旬	対応方針案の了承（有識者会議）				
	中旬					
	下旬					
12月	上旬	対応方針の決定（推進本部・閣議）				
	中旬					
	下旬					

## 【議事（7）】

# 令和8年度 事業計画（案）について

## 1 市長出席行事

- (1) 中核市市長会議
  - ・中核市市長会総会 【5月20日（水）】
  - ・中核市市長会議 【8月】
  - ※ただし、市長間で協議すべき特段の案件がない場合は開催しない。
  - ・中核市市長会議 in 旭川 【旭川市 10月30日（金）】
- (2) プロジェクト会議 【3回程度開催（総会・市長会議の同日又は前日）】
- (3) 中核市サミット 2026 in 旭川（中核市市長会設立30周年記念事業 同時開催）  
【旭川市 10月29日（木）】
- (4) 総務大臣と中核市市長との懇談会 【8月（市長会議同日）】 <役員市・発言市等>
- (5) 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会
  - ・世話役議員と役員市長との懇談会 【8月（市長会議同日）】 <役員市・担当市>
  - ・会員勉強会 【11月】
- (6) 役員市長会議 【4回程度開催（総会・市長会議同日又は前日、令和9年1月）】 <役員市>
- (7) 国及び関係機関に対する提言等 <役員市、担当市>
  - ・国の施策及び予算に関する提言 【5月20日（水）】
  - ・プロジェクト提言 【11月】
  - ・税制改正要請 【11月】
  - ・経済団体との意見交換 【11月】
  - ・国に対する緊急的な提言等 【随時】

## 2 関係団体との連携

- (1) 指定都市市長会との連携
  - ・二市長会連携担当市長会議 【8月】 <担当市>
  - ・会長・連携担当市長会議 【11月】 <会長市・担当市>
  - ・二市長会連携事業職員勉強会 【1回程度開催】
- (2) 全国市長会等との連携 【随時】

※ < > で出席市等を記載している会議以外は全市対象

※ 開催地の記載のない行事は全て東京開催

## 【令和8年度 主な会議等の予定】

市長出席会議等	
4月	
5月	<p>【20日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●プロジェクト会議(幹事市・構成市)</li> <li>●役員市長会議(役員市)</li> <li>●総会(全市長)</li> <li>●記者会見(役員市)</li> <li>●提言活動(役員市・担当市)</li> </ul>
6月	
7月	
8月	<p>【日程調整中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総務大臣と中核市市長との懇談会(役員市・発言市等)</li> <li>●中核市市長会議(全市長)</li> <li>●プロジェクト会議(幹事市・構成市)</li> <li>●「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役議員との懇談会(役員市・担当市)</li> </ul>
9月	
10月	<p>【29日(木)、30日(金) in 旭川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中核市サミット 2026 in 旭川(中核市市長会設立30周年記念事業 同時開催)(全市長)</li> <li>●プロジェクト会議(幹事市・構成市)</li> <li>●中核市市長会議(全市長)</li> </ul>
11月	<p>【日程調整中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会(全市長)</li> <li>●税制改正・プロジェクト提言活動(役員市)</li> <li>●経済団体との意見交換(役員市)</li> <li>●二市長会会長・連携担当市長会議(担当市)</li> <li>●二市長会共同提言活動(担当市)</li> </ul>
12月	
1月	<p>【日程調整中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●役員市長会議(役員市)</li> </ul>
2月	
3月	



来年中核市サミット2026 in 旭川  
旭川市でお待ちしています



# 「中核市サミット2026in旭川」の開催について

**開催日** 令和8年10月29日(木)  
~10月30日(金)

**開催場所** OMO7旭川ほか

**開催内容** 1日目 ○プロジェクト会議

- 中核市サミット
  - ・基調講演
  - ・パネルディスカッション ほか
- レセプション

2日目 ○中核市市長会議  
○行政視察



【議事（9）】

## 中核市市長会設立 30 周年記念事業について

### 1. 会員市アンケート調査結果

#### 1) 30周年記念事業について

肯定的意見(実施するべき、実施してもよい)	43	69.4%
否定的意見(実施するべきでない、実施しなくてもよい)	19	30.6%

⇒30周年事業を実施する。

#### 2) 30周年記念事業の内容について

##### (1) ロゴマークの作成について

肯定的意見(実施するべき、実施してもよい)	44	71.0%
否定的意見(実施するべきでない、実施しなくてもよい)	17	27.4%

⇒ロゴマークを作成する。

##### (2) ロゴマークの活用方法について(複数回答)

記章	34
旗(団体旗)	2
封筒等の印刷物	27

⇒記章、封筒等の印刷物として活用する。

##### (3) 記章の配付対象について

全市長+事務局	21
役員市長+事務局	4
事務局	3

⇒全市長+事務局に配付(100個)

##### (4) 記念誌の作成について

肯定的意見(作成するべき、作成してもよい)	19	30.6%
否定的意見(作成するべきでない、作成しなくてもよい)	42	67.7%

⇒記念誌は作成しない。

## 2. ロゴマークの作成手法について

### 1) 概要

中核市サミット2026 in 旭川に合わせて30周年記念事業を実施することから、デザイン創造都市でもある旭川市が中心となりデザインを3案作成し、中核市市長の投票により決定する。

### 2) 概算予算

デザイン作成費用	60万円
記章作成費用	15万円
合計	75万円

### 3) スケジュール

令和7年10月31日 中核市市長会議にて事業承認

令和8年 5月20日 中核市市長会総会にて予算承認

サミット事務局(旭川市)にてロゴマークの作成

10月29日 中核市サミット in 旭川にてロゴマークの発表

【参考資料】

30周年記念イベントにかかる会員市アンケート集計

Q1 30周年記念事業について

実施すべき	4	43
実施してもよい	39	
実施しなくてもよい	19	19
実施すべきでない	0	

Q2-1 中核市市長会のロゴマークの作成について

作成すべき	4	44
作成してもよい	40	
作成しなくてもよい	16	17
作成する必要はない	1	

Q2-2 前設問の理由（抜粋）

作成すべき

・中核市市長会の認知度向上や発信力の強化を図るために有用と考えるため。  
 ・ロゴマークがあると文字に比べ認識しやすい。また、活用の展開がしやすいと考えるため。

作成してもよい

・全国市長会や指定都市市長会では既にロゴマークを作成していることから、会員市から賛同が得られるのであれば、中核市市長会でも30周年記念のタイミングで作成してもよいと考えます。  
 ・広報活動として活用でき、認知度向上に寄与すると考えられるため。ただし、ロゴマーク単体でその効果は限定的であるため、「してもよい」とする。  
 ・ロゴマークを作成すると、中核市市長会の認知の向上やビジョンの共有、一体感など一定の効果があると思われるが、ロゴマークの作成にあたり、ある程度の事務量の増加が考えられる為、効果と事務量などを比較し、あまり事務量の増加が過度にならないように進めていくことが重要だと考える。

作成しなくてもよい

・ロゴマークの活用効果がどの程度あるか不明であり、各自治体の財政負担が増えるようであれば作成しなくてもよい。各市負担金の減額に努める方が得策であると考えます。  
 ・作成には費用が発生すると思われるが、組織の性質上、ロゴマークの意義は薄いと考える。  
 ・中核市市長会の本来の活動である、共通課題への対処のための国等に対する政策提案・意見表明に注力いただきたいため。

作成する必要はない

・事務局が必要と考える場合、反対するものではないが、ロゴマークがないことによる支障は特にないと考える。また、令和6年度収支報告の際に、繰越金はあるが今後の支出見込みから余裕があるものではないとの説明を受けていることを踏まえ、一定程度の費用を要する場合、必要性は低いものと考えます。

Q2-3 ロゴマークの活用について（複数回答）

記章	34
旗（団体旗）	2
封筒等の印刷物	27
その他	7

内訳（ウェブサイト3、名刺2、なし1、作成する必要なし1）

Q2-4 記章の配布対象について（前設問で記章を選択の場合）

全市長＋事務局	21
役員市＋事務局	4
事務局	3

### Q3-1 記念誌について

作成すべき	3	19
作成してもよい	16	
作成しなくてもよい	34	42
作成する必要はない	8	

### Q3-2 前設問の理由

#### 作成すべき

・記念誌を作成することで、これまでの会の活動の軌跡や中核市の果たしてきた役割、今後の展望などを周知できるため。  
 ・これまでの活動の成果等を取りまとめ、発信することにより、構成市や他団体、国等に対して本会の活動目的や意義等の周知・理解に繋がると考えられるため。  
 ・今まで中核市市長会が行った活動の記録を残すことができ、他団体へ中核市市長会の意義をアピールしやすくなるため。

#### 作成してもよい

・全国市長会（100周年記念誌及び120周年記念誌を作成）や指定都市市長会（記念誌作成実績なし）の状況を勘案すると、必ずしも必要ではないと考えるが、事務局に一任する。  
 ・全国市長会では記念誌を作成していることから、会員市から賛同が得られるのであれば、中核市市長会でも30周年記念のタイミングで作成してもよいと考えます。  
 ・今までの歩みや功績などこの周年記念を機に作成するのはいいと思うが、令和7年度作成の「中核市市長会パンフレット」にも今までの経緯や活動などが分かりやすくまとめられている為、どのような周年記念誌の内容にするのが重要だと考える。

#### 作成しなくてもよい

・内容編さんにかかる労力が大きいため。また、紙媒体であれば、渡されたときしか見ないため。（デジタル誌等の検討）  
 ・各自自治体の財政負担が増えるようであれば作成しなくてもよい。各市負担金の減額に努める方が得策であり、30周年が記念誌を作成するに値するほどの節目ではないと考える。（全国市長会：100周年からの作成）  
 ・指定都市市長会においても作成実績がなく、10年毎に発行する必要性も乏しいため、50周年時の検討事項にすれば良いと考えます。

#### 作成する必要はない

・記念誌という活用場面が限定的な制作物の作成に掛かる経費や手間を、政策提案や意見表明等に充てるべきと考えるため。  
 ・30周年記念誌の作成にあたり、事務局や構成市が費やす労力等に見合う効果を得ることは難しいと考えるため。  
 ・活動記録等はホームページや毎年発行されるパンフレットに記載されており、改めて紙媒体を作成する必要はないと考える。

### Q4 その他の相応しい事業について

・例えば、総理大臣や担当大臣から今後の中核市に求める役割についてビデオメッセージを承る。中核市にふさわしいテーマの特別講演会を開催する。  
 ・中核市サミット内での記念式典実施

令和8年度 中核市市長会役員体制について

地域ブロック	役職	令和7年度	任期		令和8年度
関東	副会長	水戸市長	令和8年 総会まで	⇒	就任意志照会
中国・四国	副会長	松江市長	令和8年 総会まで		
— (会長推薦)	副会長	松山市長	令和8年 総会まで		
—	会長	豊中市長	令和9年 総会まで	⇒	豊中市長
近畿	副会長	姫路市長	令和9年 総会まで	⇒	姫路市長
九州	副会長	鹿児島市長	令和9年 総会まで	⇒	鹿児島市長
北海道・東北	監事	旭川市長	令和9年 総会まで	⇒	旭川市長
北信越・東海	監事	一宮市長	令和9年 総会まで	⇒	一宮市長

## 令和9年度 サミット開催市について

年度	開催市	年度	開催市	年度	開催市
H8	堺市	H19	横須賀市	H30	倉敷市(中止)
H9	静岡市	H20	福山市	H31(R1)	長野市(中止)
H10	熊本市	H21	松山市	R2	倉敷市
H11	新潟市	H22	郡山市	R3	松山市(2回目)
H12	姫路市	H23	和歌山市	R4	豊田市(2回目)
H13	豊田市	H24	青森市	R5	宇都宮市
H14	長崎市	H25	下関市	R6	秋田市
H15	高知市	H26	高松市	R7	福井市
H16	宮崎市	H27	前橋市	R8	旭川市
H17	豊橋市	H28	いわき市	R9	未定
H18	岐阜市	H29	鹿児島市		

・ H30、H31(R1)のサミットは災害のため中止

# 大規模災害における 被災団体への職員派遣について

---

令和7年10月31日

総務省 自治行政局 公務員部 応援派遣室



# 1. 令和7年度の被災市町村への 中長期職員派遣について

# 令和7年度被災市町村への中長期職員派遣について①

令和7年度における被災市町村への中長期の職員派遣について、中核市市長会の御理解と御協力を賜り、下表のとおり、中核市から被災市町村に対し職員派遣をいただきました。心より感謝申し上げます。

派遣元	派遣先	職種
函館市	珠洲市	一般事務（支援金給付）
旭川市	七尾市	土木職
青森市	穴水町	一般事務（公費解体）
八戸市	南相馬市	土木職
盛岡市	陸前高田市	一般事務（障害福祉）
盛岡市	能登町	一般事務（災害廃棄物処理）
秋田市	七尾市	保健師
山形市	檜葉町	土木職
福島市	中能登町	一般事務（住宅支援）
郡山市	金沢市	建築職
水戸市	志賀町	一般事務（公費解体）
高崎市	珠洲市	土木職
川口市	富岡町	保健師

派遣元	派遣先	職種
船橋市	高岡市	土木職
柏市	浪江町	一般事務（移住推進等）
八王子市	金沢市	土木職
横須賀市	金沢市	土木職
金沢市	七尾市	一般事務（公費解体）
金沢市	輪島市	土木職
福井市	輪島市	一般事務（被災者生活再建支援）
福井市	珠洲市	土木職
長野市	射水市	土木職
長野市	珠洲市	一般事務（医療保険、災害廃棄物処理、土地区画事務）、 土木職
岐阜市	輪島市	土木職

## 令和7年度被災市町村への中長期長期派遣について②

派遣元	派遣先	職種
豊橋市	高岡市	土木職
豊橋市	中能登町	一般事務（公費解体）
岡崎市	金沢市	建築職、土木職
岡崎市	穴水町	土木職
一宮市	高岡市	土木職
一宮市	金沢市	建築職
一宮市	珠洲市	一般事務（災害廃棄物処理）
豊田市	能登町	土木職
吹田市	輪島市	一般事務（防災、介護保険、障害福祉）
吹田市	輪島市	土木職
枚方市	双葉町	土木職
尼崎市	穴水町	土木職

派遣元	派遣先	職種
明石市	輪島市	一般事務（用地）、土木職
松江市	珠洲市	一般事務（まちづくり）
倉敷市	珠洲市	一般事務（災害廃棄物処理）
呉市	輪島市	一般事務（公費解体、環境衛生）
福山市	輪島市	一般事務（公費解体、環境衛生）、土木職
高松市	珠洲市	一般事務（災害廃棄物処理）
高知市	七尾市	土木職
高知市	志賀町	土木職
長崎市	珠洲市	一般事務（制度説明窓口）
鹿児島市	能登町	一般事務（災害廃棄物処理）
鹿児島市	益城町	土木職

## 2. 令和7年8月6日からの大雨に係る 令和7年度途中での中長期職員派遣 のお願い

## ○ 令和7年8月6日からの大雨に係る令和7年度途中での中長期職員派遣のお願い

- 令和7年8月6日からの大雨に関し、熊本県内の被災市町から、令和7年度途中での中長期派遣要望がなされています。
- 追加派遣要望（次ページ参照）  
要望地方公共団体 **7市町（1県）**  
全国への職員派遣要望人数 **33名（技術職員30名、一般事務等3名）**
- 年度途中での災害であることから、職員の採用などが困難な状況となっており、職員が不足している状況にあります。
- 各団体におかれましては、これまでも中長期の職員派遣を行っていただいているところですが、被災市町の窮状を御理解いただき、令和7年度途中での職員派遣について御検討をお願いいたします。

# 令和7年8月6日からの大雨に係る令和7年度途中での中長期職員派遣のお願い②

## ○ 被災市町別要望内訳

災害名	都道府県	被災市町	職種別要望人数	要望人数
令和7年8月6日からの大雨	熊本県	八代市	土木職3名	3名
		上天草市	土木職1名、農業土木職2名、 林業職1名、一般事務等2名	6名
		宇城市	土木職9名	9名
		美里町	土木職3名、農業土木職4名	7名
		甲佐町	土木職3名、農業土木職1名、 林業職1名、一般事務等1名	6名
		山都町	林業職1名	1名
		氷川町	土木職1名	1名
			(熊本県計)	(33名)

(令和7年度途中での中長期職員派遣)  
2-2. 被災市町村の現状 (熊本県)

# 1 大雨の概要

【気象の状況】8月6日から11日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって大陸からの西風と太平洋高気圧周辺からの南西風が合流し、温かく湿った空気が流れ込み大気の状態が非常に不安定となった。県内は記録的な大雨となり、**110ミリ以上の大雨を観測すると発表される「記録的短時間大雨情報」が15回も発表された。**

【大雨の状況】10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、記録的短時間大雨情報が発表された。

《1時間雨量(8月10日~11日)》: **菊池市菊池で115.5ミリを観測するなど多くの観測点で8月の1位を更新。**

**岱明、菊池、松島、本渡、八代では年間の観測史上1位を更新。**

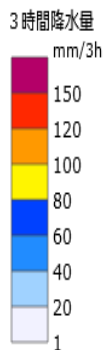
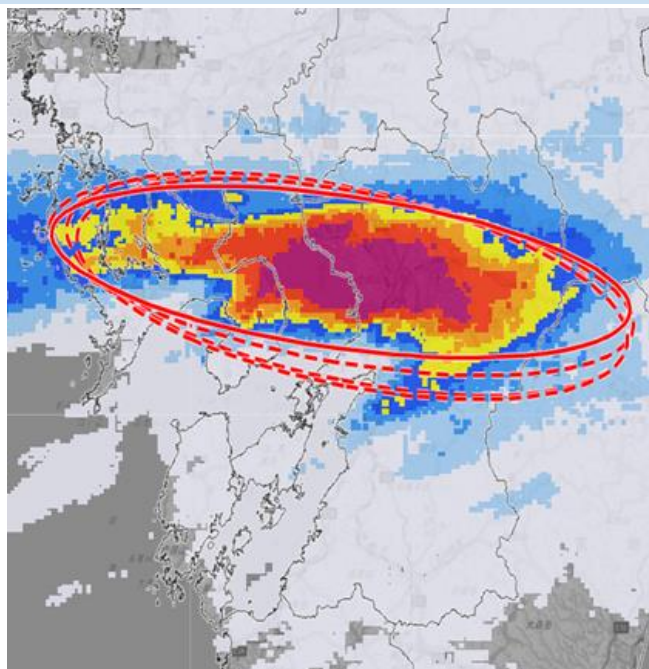
《1日の降水量(8月11日)》: **八代市八代で377.5ミリを観測するなど6地点で8月の1位を更新。**

**山都、甲佐、八代では年間の観測史上1位を更新。**

《平年8月との比較》: 6日間(8月6日~11日)の総降水量は、**2地点(熊本、甲佐)で平年の8月の3倍を超え、8地点(岱明、菊池、松島、八代、益城、三角、宇土、山都)で2倍を超えた。**

《特別警報等の発表状況》: **大雨特別警報 7市町、土砂災害警戒情報 25市町村、大雨警報 27市町村**

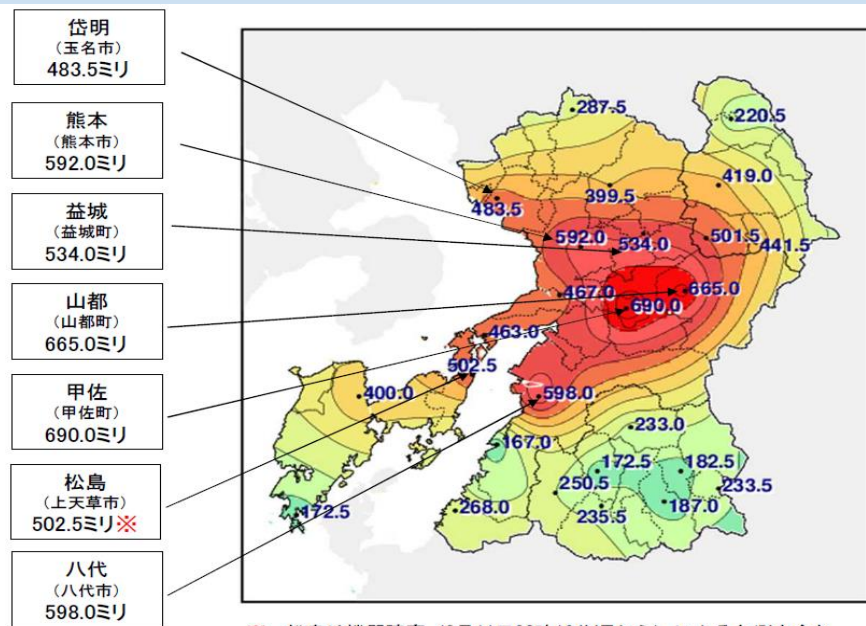
8月11日1時時点の3時間降水量



○ 大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域(現在時刻の解析)

○ 大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域(10~30分先の解析)

アメダス総降水量の分布図(8月6日~8月11日)



※ 松島は機器障害(8月11日08時10分頃から)による欠測を含む。

## 2 被害の概要

### 人的・住家被害

【人的被害（10月9日 10時00分時点）】

（死亡） 4名 熊本市：男性1名  
八代市：女性1名  
甲佐町：男性1名、女性1名  
（行方不明） 1名 熊本市：男性1名

【住家被害（10月9日 10時00分時点）】

（全壊） 24棟  
（半壊） 2,514棟  
（一部損壊） 5,256棟  
（床上浸水） 1,348棟  
（床下浸水） 306棟

### 公共土木被害

■公共土木施設 被害件数 2,491件、被害額約 661億円（9/12時点）

（県工事） 924箇所 316億円  
（市町村工事） 1,567箇所 345億円

### 農林水産業関連被害

■令和7年8月10日からの大雨による農林水産業関連の被害額は、約854億円（9/25確定）

（1）農業関係	○農作物等（いぐさ原草や畳表、苗等）	計 16億円	（3）林業関係	○山腹崩壊等	計 177億円（909箇所）
	○農業施設（機械、園芸施設等）	計 59億円	（4）水産関係	○漁港・漁船等	計 3億円（69箇所）
（2）農地関係	○農地・農業用施設等	計 605億円（12,169箇所）			

# 3 被害状況

## 道路関係



稲生野甲佐（いねおのこうさ）線



横野矢部（よこのやべ）線



国道266号

## 農林水産業関係



農地及び排水機場冠水【玉名市大浜町】



農地法面崩壊【菊池市木庭町】



あさり・ハマグリ保護区の柵の破損等【緑川河口】

# 4 復旧に向けた市町村の取組(令和7年度)

令和7年	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>1 土木系技術職が関わる復旧業務</b> (1) 公共土木(道路、河川等の災害復旧) (2) 農業土木(農地、農業用施設等の災害復旧) (3) 林業(林道、山地崩壊等の災害復旧)	災害査定設計書の作成	災害査定の受験		測量設計業務委託・工事発注・工事施工管理		
		補助率増高申請資料作成	補助率増高申請ヒアリング(県・国)		補助率増高申請書提出	
<b>2 事務職が関わる復旧業務</b> (1) 税務(固定資産税の評価額見直し、減免決定) (2) 被災者のための地域支え合いセンター設置 (3) 小規模災害に該当しない農地・農業施設・林業施設の復旧事務等 ※代表的な事務を記載		固定資産税減免処理		家屋評価		
		登記済通知書入力				
				償却資産申告確認		
	センターの立ち上げ	○ 総合相談窓口(被災者からの各種相談受付) ○ 仮設住宅に居住する被災者の見守り活動(巡回訪問等) ○ 仮設住宅入居世帯の孤立防止や退去期限までの住宅再建・生活再建等の支援 ほか				
		農家への周知	申請受付→交付決定事務		実績報告(検査等)→補助金支払事務	

### 3. 令和8年度の被災市区町村への 中長期職員派遣について

# 令和8年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果①

## ○ 概数調査の結果概要及び職員派遣のお願い

- 被災市区町村に対する概数調査の結果概要（令和7年度7月25日時点）  
（詳細は次ページ参照）

要望市区町村 **25市町村（5県）**

全国への職員派遣要望予定人数 **377名**

**（技術職員265名、一般事務等112名）**

※ 上記に加え、令和7年8月6日からの大雨に関し、熊本県内の被災市町から全国への中長期職員派遣要望がなされている。

- 正式な職員派遣要望調査は10月4日発出、職員派遣依頼は11月の予定。
- また、秋頃にかけて総務省と福島県（復興庁福島復興局）・富山県・石川県が連携して地方公共団体への個別訪問等を実施予定。
- 令和7年9月10日付けで、総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長あてに、中長期の職員派遣についての格別のご協力を賜りたい旨の大臣書簡を発出しております。各地方公共団体におかれては、**被災市区町村の窮状を御理解いただき、令和8年度も引き続き、職員派遣の御検討をお願いいたします。**
- なお、上記の全国への職員派遣要望予定人数は、令和7年7月時点の状況であるため、7月以降の災害発生状況に加えて、今後被災市区町村における職員採用等による独自の職員確保や、被災都道府県内又は被災都道府県が属する地域ブロック内からの派遣による職員確保等の調整の結果により、変更となる可能性があります。

# 令和8年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果②

## ○ 中長期職員派遣概数調査の概要

- 要望市区町村 **25市町村（5県）**
- 全国への職員派遣要望予定人数 **377人**
- 令和8年度要望数は、令和7年度比50人増加。災害別では、令和6年能登半島地震関係の要望が全要望の約8割を占めている。次いで、東日本大震災関係も引き続き要望が多い。また、職種別では、技術職員及び一般事務等ともに要望が多く、そのうち技術職員については、特に土木職の要望が多い。

## ○ 災害別要望内訳

災害名	R8人数 ※1	R7人数 ※2	増減
東日本大震災（平成23年）	71名	72名	▲1名
平成28年熊本地震	0名	1名	▲1名
令和2年7月豪雨	1名	3名	▲2名
熱海市伊豆山土石流災害 （令和3年）	1名	2名	▲1名
令和5年梅雨前線豪雨等	5名	2名	+3名
令和6年能登半島地震（※3）	299名	247名	+52名
<b>合計</b>	<b>377名</b>	<b>327名</b>	<b>+50名</b>

## ○ 職種別要望内訳

職種名	R8人数 ※1	R7人数 ※2	増減
技術職員（4業種）	265名	192名	+73名
土木	136名	106名	+30名
建築	52名	35名	+17名
農業土木	53名	34名	+21名
林業	24名	17名	+5名
一般事務等	112名	135名	▲23名
<b>合計</b>	<b>377名</b>	<b>327名</b>	<b>+50名</b>

※1 上記の全国への職員派遣要望予定人数は、令和7年7月時点の状況であるため、7月以降の災害の発生状況に加えて、今後被災市区町村における職員採用等による独自の職員確保や、被災都道府県内又は被災都道府県が属する地域ブロック内からの派遣による職員確保等の調整の結果により、変更となる可能性がある。

※2 令和6年11月18日付け総行派第94号公務員部長通知「令和7年度における被災市区町村に対する中長期の職員派遣等について（依頼）」時点。

※3 上記要望予定人数のほか、令和6年能登半島地震に係る被災市町から上下水道に係る要望予定人数100名がある。今後、関係省庁等から各地方公共団体の事業担当課宛てに中長期派遣について協力依頼がなされる予定。

# 令和8年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果③

## ○ 被災市区町村別要望内訳（1）

○ 東日本大震災関係では、福島県内の被災市区町村において、令和8年度からは「第3期復興・創生期間」を迎え、インフラ復旧や避難指示区域の解除に伴い、帰還・移住する住民の生活環境の整備等の復旧・復興事業が進められるところであり、これに従事する職員が不足していることから、引き続き、全国からの中長期職員派遣を必要としている。

災害名	都道府県	市町村	職種・人数	人数計	対前年度増減数
東日本大震災（平成23年）	福島県	南相馬市	土木 1名、一般事務等 3名	4名	+1名
		檜葉町	土木 1名	1名	0名
		富岡町	土木 3名、農業土木 1名、 一般事務等 13名	17名	▲2名
		大熊町	土木 1名	1名	▲3名
		双葉町	土木 3名、建築 3名、 農業土木 4名、 一般事務等 13名	23名	+4名
		浪江町	土木 2名、建築 2名、 農業土木 2名、 一般事務等 14名	20名	▲2名
		飯舘村	建築1名、一般事務等 4名	5名	+1名
（福島県計）				（71名）	（▲1名）

# 令和8年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果④

## ○ 被災市区町村別要望内訳（2）

- 令和6年能登半島地震関係では、富山県及び石川県内の被災市町において、復旧・復興事業が本格化しており、当該事業に従事する職員が不足していることから、技術職員を中心に、引き続き、全国からの中長期職員派遣を必要としている。
- 熱海市伊豆山土石流災害（令和3年）関係では、静岡県内の被災市、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨等関係では、福岡県内の被災市村においても、職員が不足していることから、引き続き、全国からの中長期職員派遣を必要としている。

災害名	都道府県	市町村	職種・人数	人数計	対前年度増減数
令和6年能登半島地震	富山県	富山市	土木 2名	2名	0名
		高岡市	土木 3名、建築 1名	4名	+3名
		氷見市	土木 3名、農業土木 2名	5名	▲3名
		射水市	土木 1名	1名	+1名
			(富山県計)	(12名)	(+1名)
令和6年能登半島地震	石川県	金沢市	建築 1名	1名	▲2名
		七尾市	土木 15名、建築 4名、 農業土木 3名、一般事務等 7名	29名	+10名
		輪島市	土木 35名、建築 9名、 農業土木 16名、林業 6名、 一般事務等 14名	80名	+44名
		珠洲市	土木 23名、建築 15名、 農業土木 9名、林業 8名、 一般事務等 16名	71名	+1名
		羽咋市	土木 2名、農業土木 1名	3名	▲3名
		かほく市	土木 3名、一般事務等 3名	6名	+3名

# 令和8年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果⑤

## ○ 被災市区町村別要望内訳（3）

災害名	都道府県	市町村	職種・人数	人数計	対前年度増減数
令和6年能登半島地震	石川県	内灘町	土木 3名、建築 1名、 一般事務等 3名	7名	+3名
		志賀町	土木 6名、農業土木 3名、 林業 1名、一般事務等 6名、	16名	▲4名
		穴水町	土木 10名、建築 7名、 農業土木 5名、林業 4名、 一般事務等 7名	33名	+15名
		能登町	土木 16名、建築 8名、 農業土木 5名、林業 3名、 一般事務等 9名	41名	▲11名
			(石川県計)	(287名)	(+51名)
熱海市伊豆山土石流災害(令和3年)	静岡県	熱海市	土木 1名	1名	▲1名
			(静岡県計)	(1名)	(▲1名)
令和2年7月豪雨	福岡県	大牟田市	土木 1名	1名	+1名
令和5年梅雨前線豪雨等	福岡県	朝倉市	農業土木 3名	3名	+2名
		東峰村	土木 1名、農業土木 1名	2名	+1名
			(福岡県計)	(6名)	(+4名)
			(熊本県計)	(0名)	(▲4名)
合計	5県	25市町村		377名	+50名

## 【参考】関係省庁と連携した中長期派遣に係る調整について（令和6年能登半島地震関係）

### ○ 関係省庁と連携した派遣調整

- 被災地方公共団体からの中長期職員派遣要望については、「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市区町村に対する中長期の職員派遣制度」及び「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づき、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携し調整しているが、令和6年能登半島地震関係の一部の要望事業については、関係省庁と連携して調整している。

要望事業（一部）	関係省庁
一般事務等（保健師、管理栄養士）	厚生労働省
農業土木、下水道（農業集落排水）	農林水産省
林業	林野庁
土木（漁港）、下水道（漁業集落排水）	水産庁
土木・建築（液状化に係る地籍再調査、市街地整備等） 上水道※、下水道※	国土交通省※
下水道（浄化槽）、一般事務等（公費解体）	環境省

※ 上水道については日本水道協会、下水道については日本下水道協会も調整に関係している。

(令和8年度の中長期職員派遣)

## 3-2. 被災市町村の現状 (福島県)

# 福島県内被災市町村への 応援職員派遣のお願い

## 【東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興】

- 原子力災害被災地域では、令和5年11月までに特定復興再生拠点区域において避難指示が全て解除され、同年には「特定帰還居住区域制度」が創設されて計画が順次認定されるなど、住民の帰還実現に向けた取組が行われています。
- 一方で、避難指示解除の時期によって、原子力被災市町村の中でも、**地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なり、これからより本格的な復興が始まる市町村もあります。**
- 全国的な自治体職員の不足という状況は重々承知しているところですが、**被災市町村は通常業務に加えて復興業務に取り組んでおり**、より厳しい状況はまだまだ続いていきます。
- つきましては、全国の皆様のお力添えがまだまだ必要となります。ご協力のほど何卒宜しくお願い致します。

### 問合せ先

福島県 総務部 市町村行政課（担当：安田、楠本、橋本）  
E-Mail:shichouson\_gyousei@pref.fukushima.lg.jp  
TEL:024-521-7137

# 避難指示の設定と見直しの経緯

- 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
- 平成23年4月
  - 警戒区域 (福島第一から半径20km)  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
  - 計画的避難区域 (放射線量が20mSv/yを超える区域)  
【立入可、宿泊原則禁止】
  - 緊急時避難準備区域 (福島第一から半径30km)  
【避難の準備、立入可、宿泊可】
- 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
- 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

## 5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域** (放射線量が50mSv/yを超える区域)  
【原則立入禁止、宿泊禁止】  
※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
  - 居住制限区域** (放射線量が20mSv/y~50mSv/yの区域)  
【立入可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
  - 避難指示解除準備区域** (放射線量が20mSv/y以下)  
【立入可、事業活動可、宿泊原則禁止】
- 平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

## 6. 避難指示の解除

平成26年以降、避難指示の解除が進み、令和2年3月までに**帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み**(面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み)。

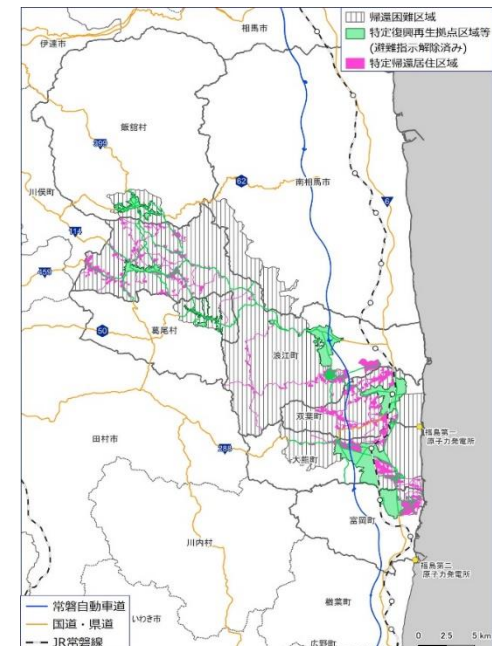
平成23年4月22日時点  
(事故直後の区域設定が完了)



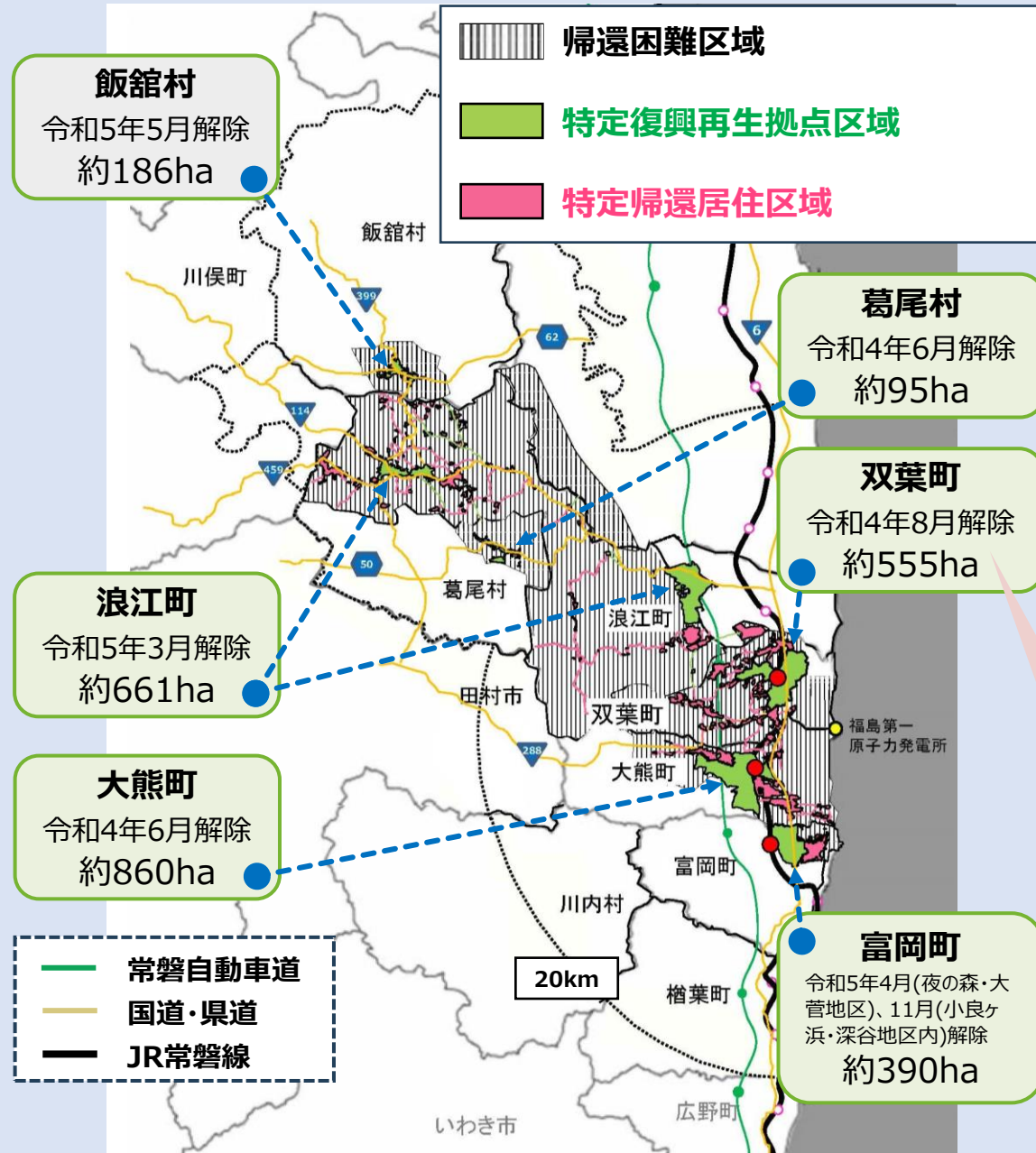
平成25年8月  
(区域見直しの完了時点)



令和7年7月29日  
(葛尾村の特定帰還居住区域認定時点)



# 帰還困難区域と特定復興再生拠点区域



## 【帰還困難区域】

- 年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある区域。
- 原則立入禁止。**

## 【特定復興再生拠点区域】

- 帰還困難区域内に、**避難指示を解除して居住を可能とする**ものとして定められる区域。
  - 令和5年11月までに、**全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除**。
- ⇒ ようやく、帰還困難区域内の一部に、住民の皆様が帰還・居住できるようになった。

凡例（他の市町村も同様）

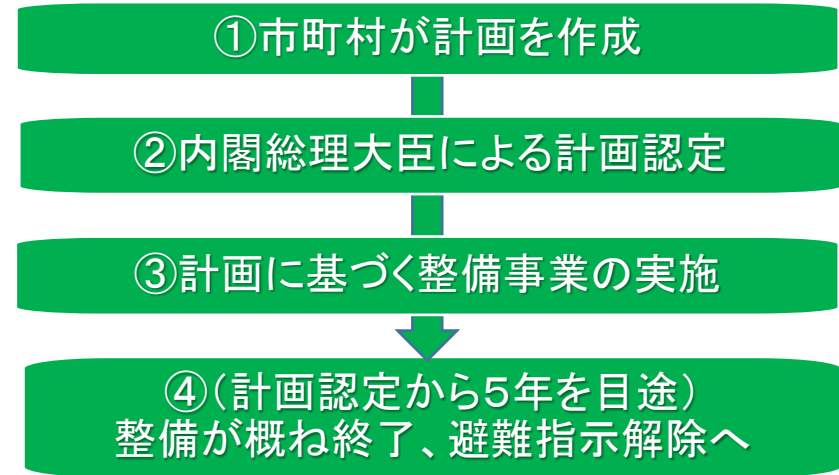
- 双葉町において、令和4年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことを示す。
- 「約555ha」は、解除された区域の面積。

# (参考) 特定復興再生拠点区域

2017年5月、福島特措法の改正により、将来にわたって居住を制限するとされてきた**帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」**を定めることが可能となった。

- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成。
- 同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

例：双葉町（2022年8月30日解除）



## 【計画の認定基準】

### 区域の条件に該当

- ・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減
- ・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切
- ・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模

### 復興再生への寄与

- ・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確
- ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる

### 円滑かつ確実な実施

- ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

## 【計画認定の効果】

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった制度等を適用可能

# 令和8年度に中長期の職員派遣を要望している市町村の居住状況

市町村名	住基人口	居住人口	居住率	帰還困難区域の有無
南相馬市	55,217	52,571	95.2%	有
うち旧避難指示区域 (小高区・原町区)	6,618	4,331 <small>※旧避難指示区域のみ</small>	65.4%	
楡葉町	6,368	4,482	70.4%	—
富岡町	11,141	2,675	24.0%	有
大熊町	9,911	1,039	10.5%	有
双葉町	5,177	185	3.6%	有
浪江町	14,353	2,366	16.5%	有
飯舘村	4,427	1,509	34.1%	有

【自治体集計時点】

- ◆ 令和7年6月30日：南相馬市、楡葉町、大熊町、双葉町、浪江町
- ◆ 令和7年7月1日：富岡町、飯舘村

# 被災市町村の状況

## 例：富岡町

### 【経緯】

- 平成29年4月に全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除。
- 令和5年4月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。
- 令和6年2月16日に「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、令和6年9月5日から除染等に着手しており、令和11年12月31日までに完了する計画。
- 令和7年7月始め時点の居住率は24.0%。

### 【今後の取組】

- ニーズに応じた住環境の確保や交通・アクセスの充実、後期中等教育の再開及び高等教育環境の整備など町内生活「質」の向上に向けた取組。
- 小中学校の整備などの子育て世代・若年層の受入態勢や企業誘致を通じた産業集積及び雇用創出、交流・関係人口の拡大など帰還と移住のさらなる促進。

など

## 例：双葉町

### 【経緯】

- 令和2年3月に全ての避難指示解除準備区域の避難指示が解除。
- 令和4年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除（町内での役場業務は同年9月5日から開始された）。
- 令和5年9月29日に「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、令和5年12月20日から除染等に着手しており、令和11年12月31日までに完了する計画。
- 令和7年6月末時点の居住率は3.6%。

### 【今後の取組】

- 帰還者向けの住まいの確保や町内における幼稚園・小中学校の整備等、生活環境の整備。
- 商業施設等の整備・再開や水路等の農業基盤の整備や営農再開支援などの産業の振興。

など

## 例：浪江町

### 【経緯】

- 平成29年3月に全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除。
- 令和5年3月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。
- 令和6年1月16日に「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、令和6年6月20日から除染等に着手しており、令和11年12月31日までに完了する計画。
- 令和7年6月末時点の居住率は16.5%。

### 【今後の取組】

- 令和12年度に完成予定の福島国際研究教育機構（F-REI）周辺の浪江駅西地区の本格的な環境整備。
- 「ゼロカーボンシティ宣言」、「なみえ水素タウン構想」を発表し、福島新エネ社会構想や水素社会実現の先駆けとなるような復興まちづくりへの取組。

など

(令和8年度の中長期職員派遣)

3-3. 被災市町村の現状 (富山県)



## 令和6年能登半島地震

### ・発生時刻

令和6年1月1日16時10分

### ・震源地

石川県能登地方

### ・地震の規模

マグニチュード7.6

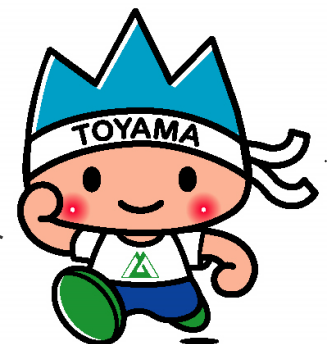
### ・県内震度

震度5強 (6市1村)

震度5弱 (3市3町)

震度4 (1市1町)

※本県では、**観測史上初めて**  
**震度5強**を観測



元気とやまマスコット  
きときと君

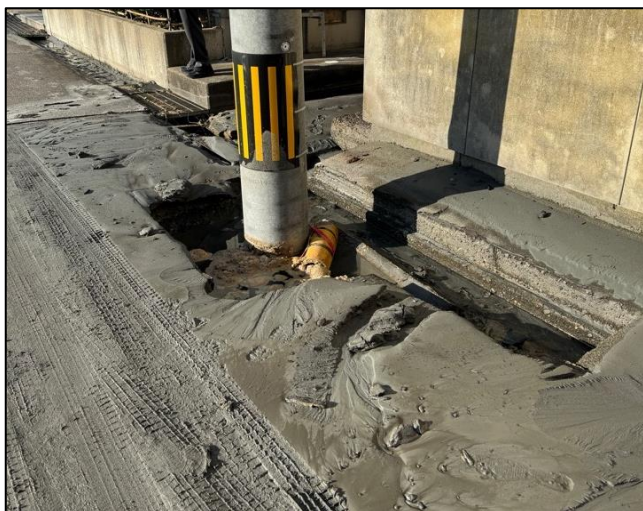
建物被害（倒壊、沈下、傾斜など）



道路被害（ひび割れ、隆起、陥没など）



液状化被害（住宅地、道路などでの液状化）



下水道被害（漏水、マンホールの隆起など）

漁港被害（ひび割れなど）



農地・農業施設被害（農業用用水路、堤体の損傷など）



- 復旧・復興を最優先に取り組んでいますが、**被害は広範囲かつ甚大**であり、被災市職員だけでは対応が困難です。
- 県や被災市においても人材確保に取り組んでいますが、それだけでは**必要な職員の充足が難しい状況**です。

**復旧・復興を止めないために  
職員派遣による支援をお願いします。**

## ● 復旧・復興のロードマップ

取組	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
被災した <b>道路</b> の 早期復旧	応急対応	災害査定	復旧工事 【氷見市】R9年度以降も復旧工事に時間がかかる見込み		
被災した <b>下水道</b> の早期復旧	応急対応	災害査定	復旧工事		
被災した <b>家屋</b> の 早期復旧	応急対応	災害査定	復旧工事 ※液状化工事の進捗度によりR9年度以降も 復旧工事に時間がかかる可能性大		
公共インフラの <b>液 状化対策</b>	被害状況 の把握	対策方 針・工法 の検討	地盤条件や地域特性を踏まえ、適合性を確 認、合意できたものから順次実施		

※各被災市の各分野において、R8年度末までの復旧完了を目標とするロードマップを策定し、全力で復旧に取り組んでいるところですが、甚大な被害及び技術職員不足等により、計画通りに復旧が進まず、R9年度まで工事完了に時間を要する可能性があります。

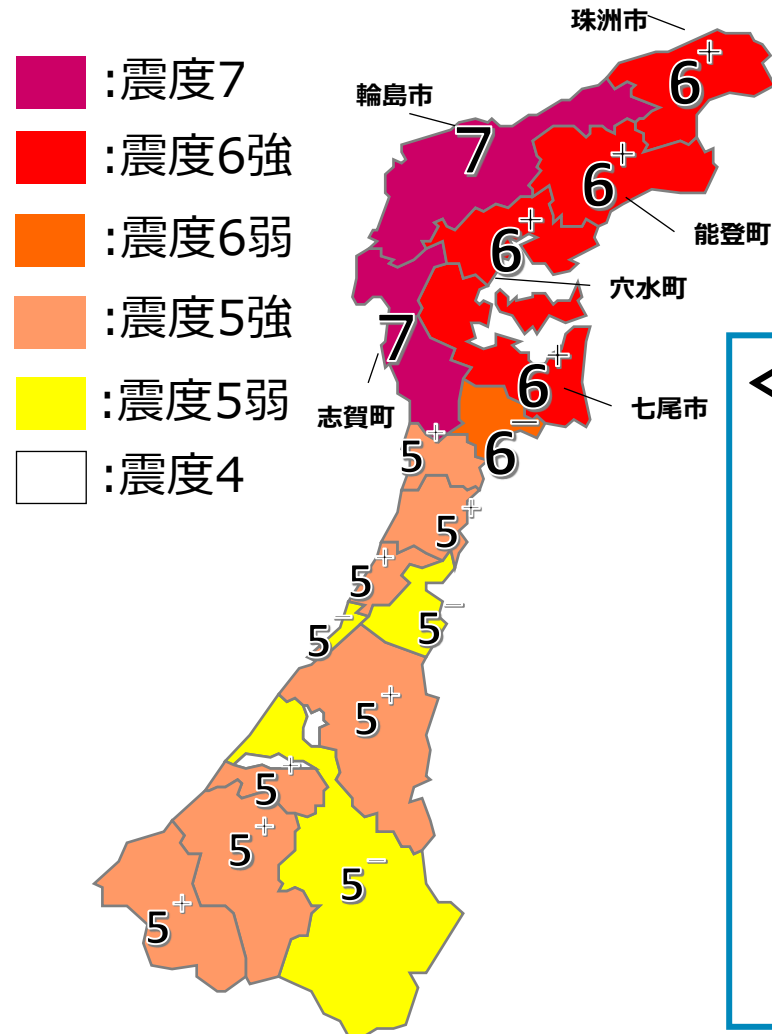
(令和8年度の中長期職員派遣)

3-4. 被災市町の現状 (石川県)

# 令和6年能登半島地震の概要



令和6年1月1日 午後4時10分 発生



## <人的・住家被害の状況> R7.9.30時点

死者 653人

直接死 228人

→圧死(約4割)、窒息・呼吸不全(約2割)、  
低体温症・凍死(約1割)など

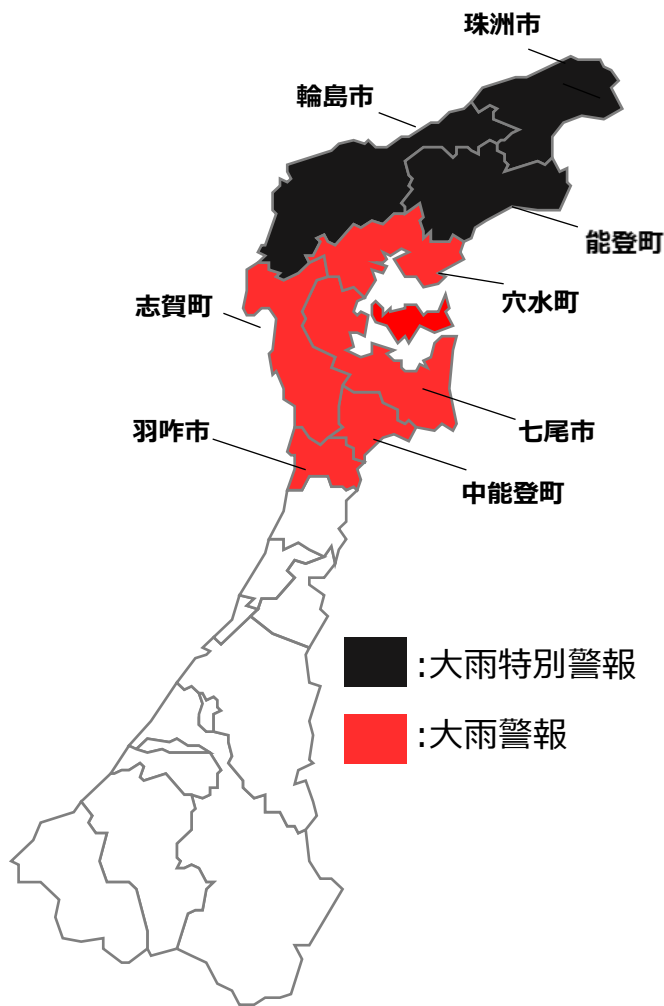
災害関連死 425人

→環境変化による肉体的・精神的負担、既往症の悪化など

行方不明者 2人

負傷者 1,272人 (うち重傷 396人)

住家被害 116,411棟 (うち全壊 6,167棟)



## 令和6年9月21日

- ・ 輪島・珠洲で観測史上最大の降雨
- ・ 県内初となる大雨特別警報の発表

## <人的・住家被害の状況> R7.9.19時点

<b>死者</b>	<b>19人</b>
直接死	16人
→水害による溺死、土砂災害による圧死など	
災害関連死	3人
→環境変化による肉体的・精神的負担	
<b>行方不明者</b>	<b>0人</b>
<b>負傷者</b>	<b>47人</b> (うち重傷 2人)
<b>住家被害</b>	<b>1,901棟</b> (うち全壊 82棟)

# 令和6年能登半島地震の被害



## <土砂崩れ>



穴水町川島地内

## <津波>



能登町白丸地内

## <火災>



輪島市河井町地内

## <地盤隆起>



輪島市鹿磯漁港

## <家屋倒壊>



珠州市三崎町地内

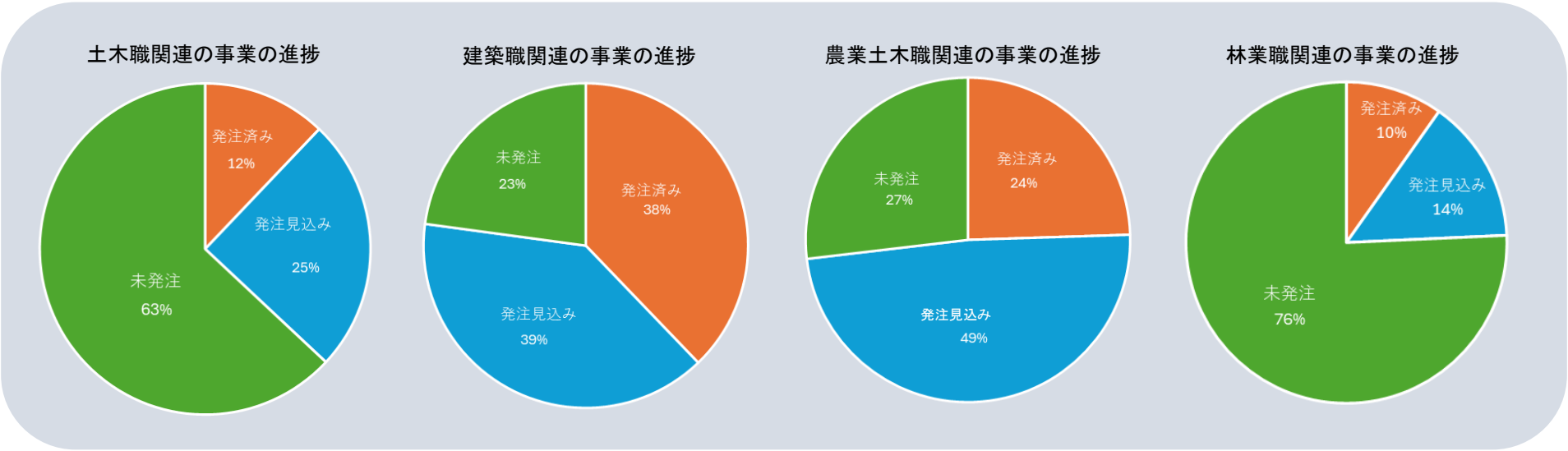
## <液状化>



内灘町西荒屋地内

# 被災市町の復旧・復興の見通し

○被災市町では、今年度前半までの本格復旧工事の発注済み割合は**各分野で低調**  
○今年度後半から来年度以降にかけては、本格復旧工事の発注が**大幅に増加**予定であり、さらに多くのマンパワーが必要となる見込み



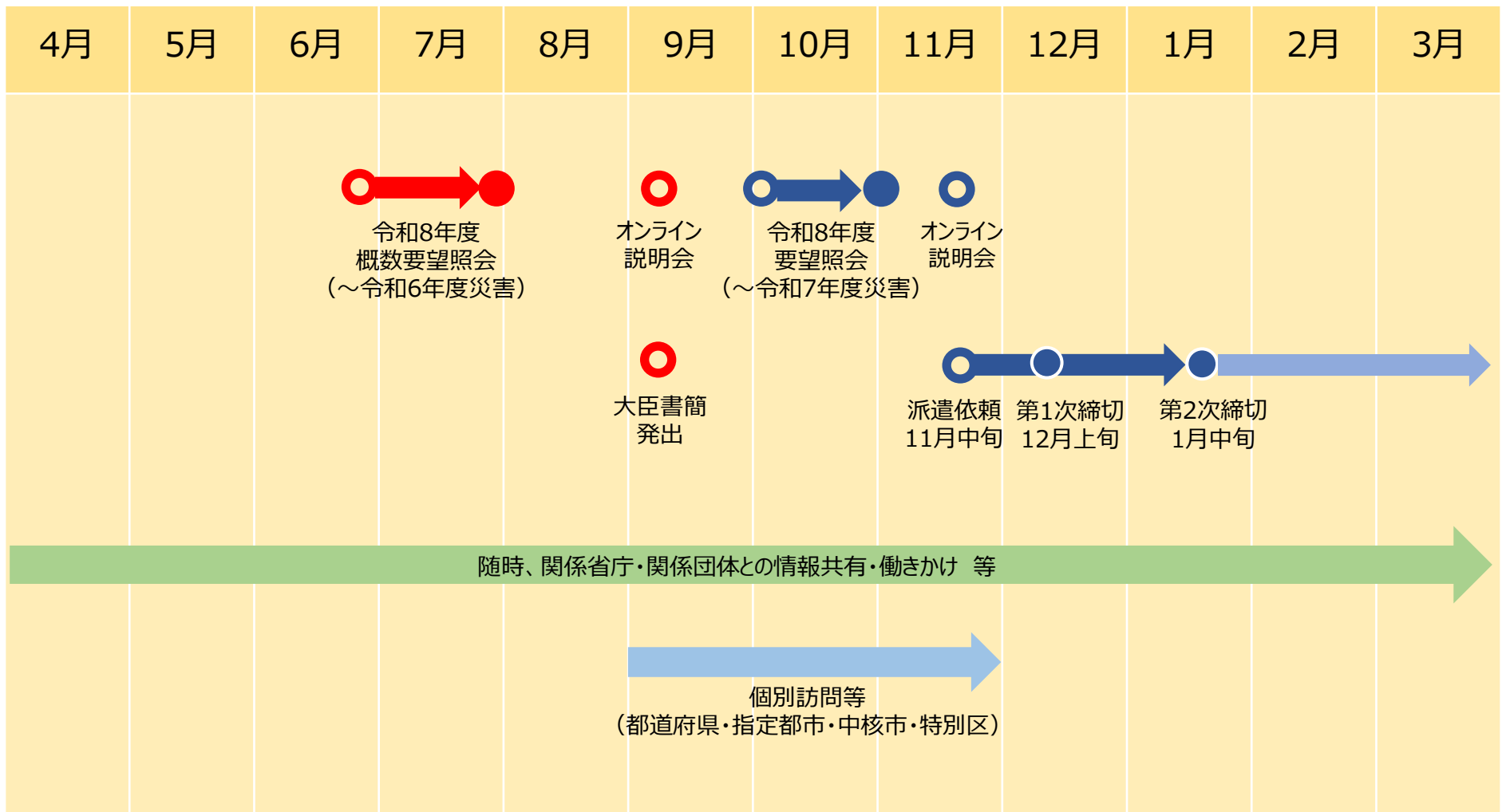
○特に、被害が大きく地理的なハンデの大きい奥能登地域や全国でも類を見ない大きな液状化による側方流動のあった口能登地域においては、復旧・復興には相当な年数がかかる見込みであり、是非、全国の自治体の皆様からの**継続的な応援職員の派遣**をお願いしたい。

(令和8年度の中長期職員派遣)

3-5. スケジュール、大臣書簡など

# 令和8年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣に係るスケジュール（予定）

## 令和7年度



(参考) 10月中旬～  
令和7年度途中での中長期職員派遣調整を実施

# 被災地に対する人的支援に関する総務大臣書簡（市区町村長宛）

拝啓

貴職におかれましては、御健勝にて御活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災や令和六年能登半島地震をはじめとする大規模災害における被災地への人的支援につきましましては、これまで格別の御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

被災した地方公共団体からは、復旧・復興に向けた中長期の職員派遣について、大きな感謝の聲が寄せられています。

復旧・復興事業については、被災した地方公共団体において重点的な職員配置や任期付職員を含む新たな職員の採用等、人材確保に向けた様々な努力を重ねておられますが、それでもなお、現場では、土木などの技術職員をはじめとして様々な職種で中長期の人員が不足し、その確保に苦慮されている状況です。被災した市町村からは、まだ概数ではありますが、三百七十七名の中長期の職員派遣要望をいただいております。貴職におかれましては、被災した地方公共団体の窮状を御理解いただき、大規模災害の被災地への中長期の職員派遣につきましまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 被災地に対する人的支援に関する総務大臣書簡（市区町村長宛）

総務省といたしましても、引き続き、財政支援、人的支援、ソフト面での支援など、全職員が一丸となつて、一日も早い復旧・復興支援に取り組んでいく所存でございます。貴職の御協力を重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和七年九月十日

総務大臣

村上誠一郎

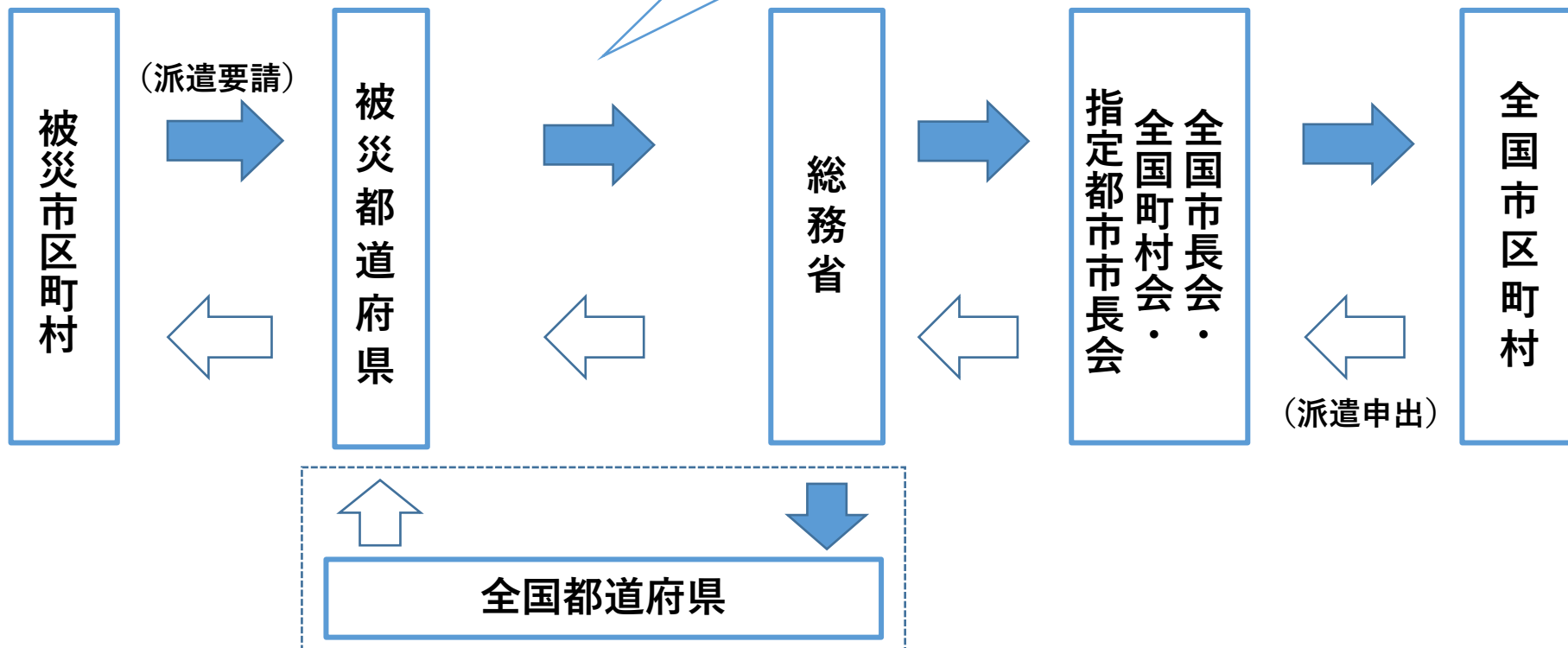
市区町村長 殿

- 大規模災害からの復旧・復興に必要な、被災市区町村に対する中長期の職員派遣については、全国市長会・全国町村会・指定都市市長会の協力を得て、全国の地方公共団体に対して派遣を要請

- ① 被災都道府県において、当該都道府県からの職員派遣及び都道府県内市区町村への派遣要請を行う。
- ② 需要が充足されない場合、地域ブロック内の都道府県及び市区町村に派遣要請を行う。

- ③ ②をもってなお需要が充足されない職員数について、被災都道府県が総務省に対し、派遣要請を行う。

【市区町村→市区町村支援】



【都道府県→市区町村支援】